

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成16年政令第13号。以下「機構法施行令」という。）等の関係政令において規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める。

1. 概要

（1） 機構法施行令の一部改正

- ①国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証勘定及び出資勘定に関する規定を削除する。
- ②国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第23条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。
- ③その他所要の規定の整備をする。

（2） 特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令（平成2年政令第263号）の廃止

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）の廃止に伴い、特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令を廃止する。

（3） 経過措置

改正法附則第3条第4項の規定による納付金の納付の手續、納付の期限及びその帰属する会計を定める。

（4） その他所要の改正

その他以下の政令について、所要の規定の整備を行う。

- ・放送法施行令（昭和25年政令第163号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・総務省組織令（平成12年政令第246号）
- ・郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）
- ・国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第383号）

2. 施行期日

令和6年4月1日（改正法の施行の日）